

# 工事仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

## (優先順位)

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

## (共通仕様書)

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」(<http://www.pref.mie.jp/JIGYOS/HP/>) (以上四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分場及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
- (ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県四日市庁舎四日市農林商工環境事務所に縦覧する。(三重県のホームページでも縦覧可能)
- (ハ) 産業廃棄物管理表(マニフェスト)確認票(指定様式)を提出し、監督員にマニフェスト(A票及びD票もしくはE票)の確認を得ること。なおこの際には所定の様式で集計を行うこと。
- (ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを提出すること。
- (ホ) 建設発生土を搬出する場合は、施工計画書に処分地(位置図)を明記すること。なお、処分地が私有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを提出するものとする。
3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、請負工事一部下請負届の提出にあたっては、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図及び下請負業者(下請負代金の総額が3,000万円以上になるときは再下請負者も含む)との契約書(写し)を添付すること。
4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
5. 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
6. 石綿管の処理を伴う場合について
  - (イ) 「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課(平成17年8月)に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。
  - (ロ) 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者)を選任すること。  
なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。
  - (ハ) 石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
7. 汚水管を布設する工事

- (イ) 公設汚水柵設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- (ロ) 公設汚水柵設置申請書をもとに施工すること。
- (ハ) 汚水本管には、汚水管理設テープ（茶色）を設置すること。また汚水柵の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。

8. 人孔鉄蓋（Φ600）について

四日市型を使用すること。仕様については四日市市HP（ホーム≫組織と仕事≫上下水道局≫下水建設課≫業務概要≫下水建設課の業務について≫人孔鉄蓋の仕様変更について）を参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。

HPアドレス：

<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1295.html>

9. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任（変更）通知書に経歴書を添付すること。
- 国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。

第3 工事現場の管理

関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締りならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

第4 観測・測定・工事記録

- (イ) 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督員に提出すること。
  - ①道路中心線 ②境界標 ③引照点
- (ロ) 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。
  - ①工事中の土留材の変状 ②地質
- (ハ) 【既設舗装厚の測定】  
既設舗装の取壊しに際しては、概ね40m毎に側点を設け、その側点毎に既設舗装厚さを測定するとともに写真撮影すること。  
また、その側点記録等を監督員に提出すること。  
なお、上記事項を実施しない場合、その件に関する設計変更は発注者においておこない、受注者はこれに従わなければならない。

第5 環境調査

工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。  
なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

第6 騒音・振動

本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

第7 品質管理

基準数量以下の品質管理等については、監督員の指示によるものとする。

## 第8 産業廃棄物税

本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

## 第9 請負金額500万円以上の工事

(イ) 建設業退職共済（建退共）制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。

（四日市市調達契約課HP四日市市 入札制度の概要について（工事）を参照のこと。

（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatuseido.htm>）

なお、掛け金について、土木工事は請負金額の0.8/1000、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

(ロ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市上下水道局総務課にて契約を締結すること。

## 第10 使用機械

三重県共通仕様書第1編1-1-3 2使用機械1. 建設機械の選定、及び1-1-3 7環境対策2. 排出ガス対策型建設機械に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

## 第11 暴力団等不当介入に関する事項

契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

2 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規程により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

3 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

4 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

## 第12 下水道工事標準図

汚水管布設工事については、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。

平成25年11月からの標準図を適用する。

詳細については、四日市市HPを参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。（ホーム≫組織と仕事≫上下水道局≫下水建設課≫業務概要≫下水建設課の業務について≫下水工事(標準図)）

HPアドレス：<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1295.html>）

## 第13 特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（特記仕様書）

## 第14 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

制定 平成19年12月10日

改定 平成20年 4月 1日

改定 平成21年 4月 1日

## 個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又

は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出し  
てはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持  
ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセ  
スできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、  
漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。た  
だし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により  
行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の  
破砕

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契  
約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、  
乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があっ  
たときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあるこ  
とを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約  
の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準  <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 施工区分 <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費  <input type="checkbox"/> 随意契約による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 該当工事工種を記入する。 下水道工事2 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 平成26年7月制定版  <input checked="" type="checkbox"/> 平成26年4月1日制定(平成26年8月1日一部改定) <input type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 平成26年8月 <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 山間僻地及び離島 <input checked="" type="checkbox"/> 地方部(一般交通の影響を受ける) <input type="checkbox"/> 地方部(一般交通の影響を受けない) <input type="checkbox"/> 工事原価500万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 500万円を越え30億円以下 <input type="checkbox"/> 30億円を越えるもの <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費等率の補正 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整  <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限  <input type="checkbox"/> 他機関との協議 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 制限する工種名 ( ) <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法 ( ) <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり  <input type="checkbox"/> 仮設ヤードあり  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 仮駐車場 )	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~ No. <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 7台分 ) ※事前に地元と協議を行い、増減が必要な場合は事前に監督職員と協議すること。
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり  <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり  <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( )

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり  <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限  <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり  <input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事  <input type="checkbox"/> その他 ( )	条件及び内容 <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 別途仕様書 <input type="checkbox"/> 配置人員数 ( 人) <input checked="" type="checkbox"/> その他(交通誘導警備員については、地元自治会、関係機関及び警察の意見を検討し、配置人員に変更が生じた場合については、監督職員と別途協議を行うこと。ただし、工事車両の搬入出に伴い配置する場合については、間接費に含まれるものとし、設計変更対象としない。)  <input type="checkbox"/> 試掘工の標準作業量は2箇所/日とする。 <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( ) <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(率分)( ) <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(積上)( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件あり  <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり ( 回) <input type="checkbox"/> 兼用あり ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> その他 ( )

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） （処分先については監督職員に工事打合簿にて提出すること）  <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり    <input type="checkbox"/> 提出書類 その他（ ）	<input type="checkbox"/> 残土処分地 運搬距離（L= Km） <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 運搬距離（L= Km） <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分地（ As ） <input type="checkbox"/> 最終処分地（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途図書 <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり（ <input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土 ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり   <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
排水工関係 （濁水処理含む）	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	<input type="checkbox"/> 項目および基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり   <input type="checkbox"/> 提出書類あり  <input type="checkbox"/> 注入量の確認 <input type="checkbox"/> 注入の管理及び注入の効果確認 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 工法区分 <input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ）  <input type="checkbox"/> その他



特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり  <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品推進条例に基づく認定製品の使用  <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラシャーラン <input checked="" type="checkbox"/> 再生砂 <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用できない時の措置 <input checked="" type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名: ) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: ) <b>【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】</b> <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管  <input type="checkbox"/> 現場発生品あり  <input type="checkbox"/> 支給品あり  <input type="checkbox"/> 盛土材料等工事間流用あり  <input checked="" type="checkbox"/> 試験 ( 平坦性試験 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 随時検査 )  <input checked="" type="checkbox"/> 汚水柵設置申請書回収費	<input type="checkbox"/> 保管場所 ( ) 期間 ( ) その他 ( ) <input type="checkbox"/> 品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( ) その他 ( ) <input type="checkbox"/> 品名 ( ) 数量 ( ) 引渡場所 ( ) 時期 (平成 年 月 日) その他 ( ) <input type="checkbox"/> 運搬方法 ( <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 引渡場所 ( <input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 数量 ( ) 運搬距離 L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 試験実施 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (受注者は四日市市工事検査規定第8条第6項に基づき、発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。) <input checked="" type="checkbox"/> 地権者数・・・37地権者。
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月版)を準用 (一部改正を行った内容も含む(最新改正 平成26年7月1日)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案) <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

# 特記仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

## 第1 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、『三重県公共工事共通仕様書』と共に本工事の施工にあたり、受注者が守らなければならない特記事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

## 第2 残土処理（100m<sup>3</sup>未満の場合）

残土処理について自由処分を原則とするが、土砂搬出の際道路等を汚した場合はすみやかに清掃し、周辺地域に迷惑のかからないようにすること。

## 第3 随時検査

受注者は、四日市市工事検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受験すること。

## 第4 安全対策

交通誘導警備員については交通規制区間の前後に配置する（2人/日）ことを基本とするが、着工前に監督職員と配置計画について打ち合わせ簿にて協議すること。

## 第5 仮駐車場

交通規制中に入出りが出来なくなる住人のために仮駐車場を確保すること。

工事に当って駐車台数の増減が必要な場合は事前に監督職員と別途協議を行うものとする。

## 第6 施工時間等

本工事の施工時間は8時30分から17時までとし、作業終了後は交通開放すること。

## 第7 仮舗装工

施工期間中の交通開放は全路線について仮舗装工を行うこと。この施工は日作業終了時に実施すること。また仮舗装完了箇所についても日作業開始前後に確認を行い沈下、舗装荒れ等交通に支障が生じる可能性があれば早急に修繕すること。なお修繕費については変更の対象としない。

## 第8 マンホール用可とう継手

既設人孔に接続する場合は、マンホール可とう継手（拡張型）が設置できるようコアカッターにて必要削孔径を削孔すること。

## 第9 境界杭等の復元

道路上の境界杭等については、着手前に測量を行い、工事完了後に復旧すること。

## 第10 交通規制

施工沿線住民等の車の出入りについては、十分調整（休日等の確認）を行い施工すること。